

各種制度

国民健康保険の

33万円限度額に

出産育児一時金

出産時の分へんに掛かる費用の負担を軽減するため、出産育児一時金を市が医療機関へ直接支払う「受領委任払制度」があります。

限度額は出産育児一時金支給額（三十三万円）。医療機関の同意を得て、世帯主が申請してください。申請書は市役所国保年金課4番B窓口にあります。対象は本市の国保被保険者で妊娠四カ月以上の人（原則として

国保税完納世帯の人）用意する物。被保険者証・出産予定者が妊娠四カ月以上を証明する書類（母子手帳など）、世帯主の印鑑。その他は出生届提出時には被保険者証・母子手帳・世帯主の印鑑・医療機関からの分へん費用の請求書・世帯主名義の預金通帳が必要

市が支払います

高額療養費

国保には高額療養費受領委任払制度があります。これは、自己負担限度額を超えた部分を、

高額療養費として市が直接病院などへ支払う制度です。

病院などの同意を得てから、世帯主が申請してください。本人は自己負担限度額やその他自己費分などを支払えばよく、高額な医療費の負担を減らすことができます。

対象は七十歳未満の本市国保被保険者で、原則として国保税完納世帯の人。申請方法は「被保険



申請は国保年金課4番B窓口で

各種検診の対象者・自己負担額		
名称	対象者	自己負担額
さわやか健診		無料
胃がん検診	40歳以上の人	1,000円
大腸がん検診		
子宮がん検診	30歳以上の女性	800円 70歳以上の人、生活保護世帯の人、市民税非課税世帯の人は無料
乳がん(甲状腺)検診		
歯周疾患検診	今年度中に40歳、50歳、60歳、70歳になる人	
骨粗しょう症検診	今年度中に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳になる女性	1,000円 生活保護世帯の人、市民税非課税世帯の人は無料

肝炎ウイルス検診については、同封の「肝炎ウイルス検診のご案内」をご覧ください。



対象者には受診票を郵送

さわやか健診・各種がん検診

年に1度は受診しましょう

平成十六年度の各種検診受診票を対象者に発送します。受診票が届いたら、同封のパンフレットをよく読んで受診してください。各検診の対象者と自己負担額は上表のとおりです。

なお、郵送する書類は次の三点です。さわやか健診・各種がん検診受診票(シール) 歯周疾患検診受診票 骨粗しょう症検診受診票。

次の5点に気を付けて
さわやか健診・各種がん検

診受診票は一世帯に通ずつまとめて郵送。家族全員の受診票があるか確認。年度内に二度受診することはできません。会社などで受診できる人は会社の健診を優先。受診票がないと検診を受けられません。寝たきりの人やその介護者は、往診で「さわやか健診」を受けられます。詳しくは主治医にご相談ください。

転入した人へ

三月一日以降に転入し、該当する人には、申請で受診票を郵送します。保健センターへ連絡してください。

問い合わせは保健センター
223 8844へ。